

各都道府県知事
広島市長
長崎市長

殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく
各種手当額の改定について（施行通知）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第104号）が本日公布され、本年 4 月 1 日から施行されるのである。

これに伴い、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第117号。以下「法」という。）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当（以下「医療特別手当等」という。）並びに介護手当、家族介護手当及び葬祭料の額は下記のとおりとなるので、御了知の上、関係者に周知を図るとともに実施に遺漏のないようお願いしたい。

記

第 1 平成30年度における各種手当の支給額

	平成30年度	(参考) 平成29年度
医療特別手当	月額 140,000円	月額 139,330円
特別手当	月額 51,700円	月額 51,450円
原子爆弾小頭症手当	月額 48,180円	月額 47,950円
健康管理手当	月額 34,430円	月額 34,270円
保健手当		
・ 法第28条第 3 項各号のいずれかに該当する者の場合	月額 34,430円	月額 34,270円
・ その他の者の場合	月額 17,270円	月額 17,180円

介護手当 ・ 中度障害者(身体障害者手帳 2 級の一部及び 3 級程度)の場合 ・ 重度障害者(身体障害者手帳 1 級程度及び 2 級の一部)の場合	<u>月額 70,190円</u> <u>月額 105,290円</u>	月額 70,080円 月額 105,130円
家族介護手当	<u>月額 21,980円</u>	月額 21,870円
葬祭料	206,000円	206,000円

※ 葬祭料については、平成30年度も平成29年度の額と同額とする。

第2 経過措置

- 1 平成30年3月以前の月分の医療特別手当等の額については、なお従前の例による。
- 2 平成30年3月以前に受けた介護手当及び家族介護手当の額については、なお従前の例による。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第二十九条第二項及び第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「十三万九千三百三十円」を「十四万円」に、「五万四千四百五十円」を「五万七千七百円」に、「四万七千九百五十円」を「四万八千八百八十円」に、「三万四千二百七十円」を「三万四千四百三十円」に、「一万七千八百八十円」を「一万七千二百七十円」に改める。

第十八条第一項中「七万八十円」を「七万九百九十円」に改め、同条第二項第一号中「十万五千三百十円」を「十万五千二百九十円」に、「二万八千七百七十円」を「二万九千九百八十円」に改め、同項第二号中「二万八千七百七十円」を「二万九千九百八十円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3 平成三十年三月以前に受けた介護に係る原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信

内閣総理大臣 安倍 晋三